宮医発第898号
令和3年8月20日

郡　市　医　師　会　長　　殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会　長　　佐　藤　和　宏
（公　印　省　略）

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための財政支援に係る
事業量調査について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件について、宮城県保健福祉部長より別紙のとおり通知がありました。
国が新設した個別接種促進のための財政支援制度は、都道府県が接種医療機関へ直接支援措置を実施することとなっております。今般、宮城県では、できる限り速やかな交付金の支給のため**令和3年5月9日から7月31日接種分**の事業量調査を実施することとなりました。
つきましては、各市町村より接種医療機関あてに通知されることとなっておりますが、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員に対するご周知方につきましてご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、交付金（令和3年5月9日～7月31日接種分）の支給は令和3年10月を予定しているとのことであります。

【調査概要】
1．提出書類
・調査票　※調査への回答をもって交付申請とみなします。
・予診票の写し（令和3年5月9日～7月31日接種分）
2．提出期限
・令和3年9月10日（金）
3．提出先
宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課ワクチン接種対応チーム
【電子メールによる提出の場合】
メールアドレス：corona-shorei@pref.miyagi.lg.jp
【郵送による提出の場合】
住所：〒980－8570 仙台市青葉区本町3－8－1

担当：総務部総務課
TEL 022－227－1591
FAX 022－266－1480
E-mail：mma@miyagi.med.or.jp

疾感対第４２１号
令和３年８月１８日

公益社団法人宮城県医師会会長　殿

宮城県保健福祉部長

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための財政支援に係る事業量調査について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては，日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について，国が新設した個別接種促進のための財政支援制度は，都道府県が接種医療機関へ直接支援措置を実施することとされており，県では，できる限り速やかな財政支援の実施のため，現在，体制整備を進めているところです。

つきましては，接種医療機関への速やかな財政支援の実施のため，下記書類を提出いただき，あらかじめその必要量の調査を行うことにいたしましたので，承知いただきますとともに，貴会会員に周知いただきますようお願いします。

なお，接種医療機関に対しては，各市町村を経由してこの旨周知しておりますので，御承知願います。

記

○　調査概要

１　提出いただく書類

・　調査票（別紙参照）

・　予診票の写し

２　提出期限

令和３年９月１０日（金）

担　当：疾病・感染症対策課
ワクチン接種対応チーム
電　話：022-211-2806
ＦＡＸ：022-211-3223

宮城県医師会 受付 3.8.18 2125

別記様式１（診療所用）

令和　　年　　月　　日

宮城県知事　村井　嘉浩　殿

住所

医療機関名称

管理者職氏名

宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金申請書（診療所）

宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱に定める要件を満たすため，次により奨励金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　円

内訳

5月9日から7月31日の間

150回以上接種した取扱いとする週　　週　（4週以上で，該当する週の接種について3,000円加算）

100回以上接種した取扱いとする週　　週　（4週以上で，該当する週の接種について2,000円加算）

	接種回数（予診のみを含めない）	週150回以上接種の加算 単価 3,000円/回	週100回以上接種の加算 単価 2,000円/回	1日50回加算 ※同一日に左記の加算と奨励は不可	
5月10日の週	回	円	円	日	円
5月17日の週	回	円	円	日	円
5月24日の週	回	円	円	日	円
5月31日の週	回	円	円	日	円
6月7日の週	回	円	円	日	円
6月14日の週	回	円	円	日	円
6月21日の週	回	円	円	日	円
6月28日の週	回	円	円	日	円
7月5日の週	回	円	円	日	円
7月12日の週	回	円	円	日	円
7月19日の週	回	円	円	日	円
7月26日の週	回	円	円	日	円
合計	回	円	円	日	円

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

医療機関等名称

		（日）	（月）	（火）	（水）	（木）	（金）	（土）	週の接種回数	週の回数区分	備考
		5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15			
接種回数（予診のみを含めない）											
		5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22			
接種回数（予診のみを含めない）											
		5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29			
接種回数（予診のみを含めない）											
		5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外										
接種回数（予診のみを含めない）	職域										

（支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。）

問１　本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。 □

問２　職域接種を実施していない → はい □

（はいの場合問３以降に回答する必要はありません。）

↓　いいえ □

問３　職域接種の実績は、本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に全く含まれていない → はい □

（はいの場合問４以降に回答する必要はありません。）

↓　いいえ □

問４　本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に含まれるのは以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。 → はい □

（条件を満たしていない職域接種は「接種回数（予診のみを含めない）」に計上することは出来ません。
条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問３で「はい」を選択ください。）

①中小企業の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った。
（企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。）

②「中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称 □

○職域接種を依頼した大学等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称 □

別記様式１（病院用）

令和　　年　　月　　日

宮城県知事　村井　嘉浩　殿

住所

医療機関名称

管理者職氏名

宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金申請書（病院）

宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱に定める要件を満たすため，次により奨励金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　円

内訳

5月9日から7月31日の間

50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成した週　　週（4週以上で，医師・看護師等に係る追加交付）

（特別な接種体制を確保し，かつ，50回/日を週1日以上，4週間以上達成した場合）

	1日50回以上接種の加算	医師に係る追加交付	看護師等に係る追加交付
5月10日の週	日　円	時間　円	時間　円
5月17日の週	日　円	時間　円	時間　円
5月24日の週	日　円	時間　円	時間　円
5月31日の週	日　円	時間　円	時間　円
6月7日の週	日　円	時間　円	時間　円
6月14日の週	日　円	時間　円	時間　円
6月21日の週	日　円	時間　円	時間　円
6月28日の週	日　円	時間　円	時間　円
7月5日の週	日　円	時間　円	時間　円
7月12日の週	日　円	時間　円	時間　円
7月19日の週	日　円	時間　円	時間　円
7月26日の週	日　円	時間　円	時間　円
合計	日　円	時間　円	時間　円

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

医療機関等名称

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の合計 ※特別体制については、50回行った日の時間数のみ	1日当たり 50回以上接種を行った日	備考
		5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15			
接種回数（予診のみを含めない）										日	
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		
		5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22			
接種回数（予診のみを含めない）										日	
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		
		5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29			
接種回数（予診のみを含めない）										日	
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		
		5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		
		6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		
		6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		
		6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		
		6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		
		7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(ﾅｰｽ)看護師等の延べ時間									時間		

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の合計 ※特別体制については，50回行った日の時間数のみ	1日当たり 50回以上接種を行った日	備考
		7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外									日	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		

接種回数計（予診のみを含めない）5/9～	0 回
(特別体制)医師の延べ時間計	0 時間
(　〃　)看護師等の延べ時間計	0 時間

【実施した特別な接種体制の具体的取組内容】

（支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。）

問１　本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。 □

問２　職域接種を実施していない → はい □

（はいの場合問３以降に回答する必要はありません。）

↓　いいえ □

問３　職域接種の実績は、本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に全く含まれていない → はい □

（はいの場合問４以降に回答する必要はありません。）

↓　いいえ □

問４　本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に含まれるのは以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。 → はい □

（条件を満たしていない職域接種は「接種回数（予診のみを含めない）」に計上することは出来ません。
条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問３で「はい」を選択ください。）

（大学附属病院以外の場合）

①中小企業の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った。

（企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。）

②「中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称 □

○職域接種を依頼した大学等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称 □

（大学附属病院の場合）

①大学附属病院内で接種を行った。又は、大学の附属病院が当該大学内で接種を行った。

（企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。）

②「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称 □

○職域接種を依頼した大学等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称 □

写

令和３年８月１８日

各接種医療機関　御中

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課
ワクチン接種対応チーム

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための財政支援に係る事業量調査について

本県の保健医療行政の推進につきましては，日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて，申請数等の把握のために事業量調査を行いますので，別紙により，令和３年９月１０日（金）までに調査票等を御提出願います。

担　当：田村，佐久間，佐藤
電　話：022-211-2806
ＦＡＸ：022-211-3223

別紙１

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための財政支援に係る事業量調査について

１　概要

・　国が個別接種促進のために新設した財政支援制度は，県が接種医療機関へ直接支援措置を実施するものとなります。

・　県では，できる限り速やかな財政支援の実施のため，現在，体制整備を進めており，本調査は，体制が整った後，速やかに財政支援を実施できるよう，あらかじめその必要量の調査を行うものであり，　本調査票は，令和３年８月１２日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について（その２）」により示された参考様式を，本県の仕様に一部改めたものです。

・　なお，本調査票は，体制の整備が完了し，事業を開始した後，交付申請に読み替えることを予定しておりますので，改めて交付申請いただく必要はございません。

２　対象医療機関

個別接種を実施している新型コロナウイルスワクチン接種医療機関のうち，別紙２に定める要件を満たす医療機関

３　調査対象期間

令和３年５月９日から令和３年７月３１日まで

４　回答方法

（１）個別接種実施回数等調査票（別記様式１及び付表）

・　エクセルファイル「個別接種実施回数等調査票」内にある，シート名「【はじめに】入力手順」に従い入力願います。

・　付表に接種回数等を記入いただくことで，別記様式１に自動的に申請額が表示されるようになっておりますので，**付表から先に記入してください。**

・　付表については，接種した実績を日ごとに記載してください。

・　病院であって，別紙２に定める支援策４を申請する場合は，別記様式１（病院用）の付表 2/3 中にある【実施した特別な接種体制の具体的取組内容】欄を**必ず**記入してください。（特別な体制を確保したことが分かるよう，可能な限り具体的に記載願います。）

・　前述のとおり，本調査票は，事業開始後，交付申請書に読み替える予定ですので，**調査票の申請日は，空欄のまま提出してください。**県において適切な日付を代筆いたします。

（２）予診票の写しまたは診療録の写し

・　別紙２に定める**要件を満たす日または週**分のみ提出願います。

・　予診票は，日付順に並べて提出願います。

5　提出方法

原則として，電子メールにより御回答願います。ただし，メールによる回答が困難な場合は，郵送による提出も可能です。

なお，予診票等の写しは，郵送により提出願います（電子媒体も可）。

6　提出期限

令和３年９月１０日（金）

7　提出先

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課ワクチン接種対応チーム

（電子メールによる提出の場合）

メールアドレス：corona-shorei@pref.miyagi.lg.jp

（郵送による提出の場合）

住所：〒980－8570　宮城県仙台市青葉区本町３－８－１

8　調査期間以降の取扱い

８月以降については，下記のとおり御提出いただくことを予定しています。また，今回の調査同様，申請書に予診票等の写しを添付いただく予定です。

（参考）

対象期間	提出期限（予定）
８～９月	令和３年 10 月末頃
10～11 月	令和３年 12 月末頃

別紙２

	交付要件	交付対象	交付額
1	週 100 回以上の接種を 7 月末/8・9 月/10・11 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上行う場合	診療所	週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して，2 千円/回
2	週 150 回以上の接種を 7 月末/8・9 月/10・11 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上行う場合		週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して，3 千円/回
3	1 日 50 回以上の接種を 7 月末/8・9 月/10・11 月までに行った場合	診療所 病院	1 日 50 回以上の接種を行った日に対して，100 千円/日
4	特別な接種体制を確保した場合であって，1 日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成する週が，7 月末/8・9 月/10・11 月のそれぞれの期間中に 4 週以上ある場合	病院	医師 1 人当たり　7,550 円/時間 看護師等 1 当たり　2,760 円/時間
・同一の週について，1～3 を重複して算定してはならない。 ・3 と 4 については，重複して算定できる。			

令和３年８月１８日
宮城県ワクチン接種対応チーム作成

個別接種促進のための財政支援策に係るＱ＆Ａ

【財政支援の内容及び対象について】

Ｑ１　財政支援の内容はどんなものか。
Ｑ２　対象期間はどのようになるか。
Ｑ３　「診療所」と「病院」の分類はどのようになるか。
Ｑ４　財政支援の額は消費税を含む金額か。
Ｑ５　高齢者以外の方への接種は対象となるか。
Ｑ６　宮城県以外に住民票がある方への接種は対象となるか。
Ｑ７　予診のみ行った方は対象となるか。
Ｑ８　集団接種会場での接種は対象となるか。
Ｑ９　高齢者施設等への接種（巡回接種）は対象となるか。
Q10　入院中の患者への接種は対象となるか。
Q11　職域接種は対象となるか。

【診療所・病院への支援について】

Q12　１日及び１週間の考え方はどのようになるか。
Q13　24 時を跨いで連続した接種を行った場合の接種日はいつになるか。
Q14　診療所及び病院への支援の「４週間以上」は，連続していなければならないか。

【診療所への支援について】

Q15　診療所への支援の「週 150（100）回以上の接種を４週間以上」を達成した場合，その週の１回目の接種から対象となるか。
Q16　診療所への支援の「週 150（100）回以上の接種を４週間以上」を達成した場合，達成できなかった週の実績は対象となるか。
Q17　診療所への支援の「週 150（100）回以上の接種を４週間以上」について，150 回以上接種した週が５週，100 回以上接種した週が３週ある場合，それぞれ４週間行ったこととして交付を受けることは可能か。
Q18　診療所への支援について，週 90 回の接種を３週，週 150 回の接種を１週行った（４週間で計 400 回以上の接種を行った）場合，「週 100 回以上の接種を４週間以上」に該当するか。
Q19　病院が医療機関以外の場所において個別接種を行う目的で診療所開設許可申請を行った場合，当該場所における接種は，診療所への支援の対象となるか。

【病院への支援について】

Q20　病院への支援の「特別な接種体制を確保した場合」とは具体的にどんなことか。

Q21　病院への支援の「特別な接種体制を確保した場合」の「看護師等」とは具体的にどんな方か。

Q22　病院への支援の「特別な接種体制を確保した場合」の時間は，接種のための準備や後始末の時間も対象となるか。

Q23　病院への支援の「特別な接種体制を確保した場合」の時間について，１時間未満の時間はどのように取扱えばよいか。

【申請書及び添付書類について】

Q24　法人が複数の診療所・病院を有する場合，申請は法人で１申請となるのか，または，各診療所・病院での申請となるのか。

Q25　電子メールで申請を行うとき，申請書は PDF 等に変換しなければならないか。

Q26　電子メールに予診票（診療録）のデータを添付して提出することは可能か

Q27　財政支援の対象とならない接種も申請書に記入する必要があるか。

Q28　財政支援の対象とならない予診票（診療録）も提出する必要があるか。

Q29　予診票の原本を市町村（国保連）に送付したため，医療機関で保管している予診票のコピーや控えを複写して，「予診票の写し」として提出してよいか。

Q30　予診票（診療録）の写しは両面印刷や集約印刷をしたものでもよいか。

Ｑ１　財政支援の内容はどんなものか。

【診療所への支援】

①　週 100 回以上の接種を**それぞれの対象期間内に４週間以上**行った場合，
週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円

②　週 150 回以上の接種を**それぞれの対象期間内に４週間以上**行った場合，
週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円

③　50 回以上／日の接種を行った場合には，１日当たり定額 10 万円
（ただし，①，②の要件を満たさない週に属する日に限る）

※　同一日に①，②及び③の支援の重複は不可

【病院への支援】

①　50 回以上／日の接種を行った場合には，１日当たり定額 10 万円

②　特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に接種のための人員体制を確保した場合）であって，50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が**それぞれの対象期間内に４週間以上**ある場合には，①に加えて以下の単価による金額を追加交付。

・医師　　１人１時間当たり 7,550 円
・看護師等　１人１時間当たり 2,760 円

Ｑ２　対象期間はどのようになるか。

Ｑ１の財政支援の内容は，**それぞれの対象期間内において適用**されます。
クールを跨いでの適用はされません。

１週間の考え方が日曜日から土曜日のため，対象期間の終期は月の末日が属する週の土曜日となります。

【対象期間】

・第１クール：令和３年５月９日（日）から令和３年７月 31 日（土）まで
・第２クール：令和３年８月１日（日）から令和３年 10 月２日（土）まで
・第３クール：令和３年 10 月３日（日）から令和３年 12 月４日（土）まで

Ｑ３　「診療所」と「病院」の分類はどのようになるか。

医療法により下記のとおり分類されます。

【診療所】

患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。

【病院】

20 人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。

Ｑ４　財政支援の内容は消費税を含む金額か。

接種費用ではないため，消費税の対象ではありません。
Ｑ１の金額のとおり交付します。

Ｑ５　高齢者以外の方への接種は対象となるか。

対象となります。

Ｑ６　宮城県以外に住民票がある方への接種は対象となるか。

対象となります。

Ｑ７　予診のみ行った方は対象となるか。

予診のみ行った方は対象となりません。接種を行った方のみ対象となります。
予約受付したものの，キャンセルされた場合等も同様です。

Ｑ８　集団接種会場での接種は対象となるか。

市町村等が設置する集団接種会場での接種（集団接種）は対象となりません。
個別接種のみ対象となります。

Ｑ９　高齢者施設等への接種（巡回接種）は対象となるか。

個別接種であれば巡回接種も対象となります。

Q10　入院中の患者への接種は対象となるか。

個別接種であれば対象となります。

Q11　職域接種も対象となるか。

被接種者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合は，対象となる場合があります。詳細は「診療所用申請書付表（２／２）」又は「病院用申請書付表（３／３）」を確認願います。

Q12　１日及び１週間の考え方はどのようになるか。

１日は０時から 24 時までとします。１週間は日曜日から土曜日とします。

Q13　24 時を跨いで連続した接種を行った場合の接種日はいつになるか。

１日の考え方は０時から 24 時ですが，24 時を跨いで連続した接種を行った場合は，24 時以前の日の接種とします。

（例）７月１日午後９時から７月２日午前１時まで連続した接種を行った場合

→　接種日はすべて７月１日とする。

Q14　診療所及び病院への支援の「４週間以上」は連続していなければならないか。

連続している必要はありません。

Q15　診療所への支援の「週 150（100）回以上の接種を４週間以上」を達成した場合，その週の１回目の接種から対象となるか。

１回目の接種から対象となります。

101 回目や 151 回目の接種から対象となるものではありません。

Q16　診療所への支援の「週 150（100）回以上の接種を４週間以上」を達成した場合，達成できなかった週の実績は対象となるか。

対象となりません。

Q17　診療所への支援の「週 150（100）回以上の接種を４週間以上」について，150 回以上接種した週が５週，100 回以上接種した週が３週ある場合，それぞれ４週間行ったこととして交付を受けることは可能か。

可能です。上記の場合等は，150 回以上接種した週の１週を 100 回以上接種の週として，Ｑ１①・②の両方の交付を受けることとなります。

なお，申請書の集計はＪ列の「週の回数区分」欄で行っており，週の接種回数の合計で自動入力されますが，該当セル右下のプルダウンメニューで回数区分を変更することができます。

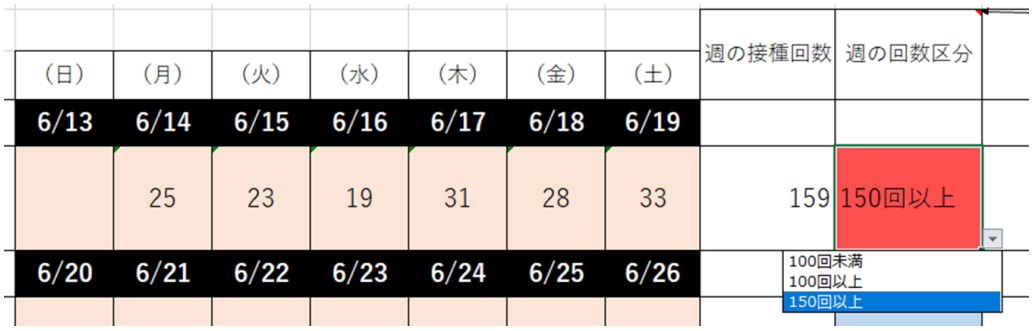

Q18　診療所への支援について，週 90 回の接種を３週，週 150 回の接種を１週行った（４週間で計 400 回以上の接種を行った）場合，「週 100 回以上の接種を４週間以上」に該当するか。

「週 100 回以上の接種を４週間以上」には該当しません。

ただし，上記の場合は「50 回以上／日の接種を行った場合には，１日当たり定額 10 万円」を満たしているため，Ｑ１診療所への支援③の対象となります。

Q19　病院が医療機関以外の場所において個別接種を行う目的で診療所開設許可申請を行った場合，当該場所における接種は，診療所への支援の対象となるか。

個別接種の場合，診療所への支援の対象となります。

ただし，病院の実績と合算はできませんので，診療所・病院それぞれ申請願います。

Q20　病院への支援の「特別な接種体制を確保した場合」とは具体的にどんなことか。

下記のような場合が想定されます。

①　接種のための人員を雇用又は派遣等を受けた場合（事務員等を含む）

②　通常診療の人員体制とは別に，接種専門の特別な人員を配置した場合

病院自体の増員を図っていなくても，接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。ただし，接種業務により生じる通常業務の穴埋め人員は対象外です。

なお，対象となるのは 50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が，対象期間中４週間以上ある場合の条件を達成した週に属する 50 回以上／日の接種を行った日の業務に限ります。

Q21　病院への支援の「特別な接種体制を確保した場合」の「看護師等」とは具体的にどんな方か。

「看護師等」とは特別な接種体制で接種業務に従事した方で職種は限定しません。接種業務に従事する方であれば，看護師以外にも薬剤師や事務職員等が該当します。

ただし，対象となるのは 50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が，対象期間中４週間以上ある場合の条件を達成した週に属する 50 回以上／日の接種を行った日の業務に限ります。

Q22　病院への支援の「特別な接種体制を確保した場合」の時間は，接種のための準備や後始末の時間も対象となるか。

ワクチン接種のための準備や後始末に専念している時間内で，準備や後始末を行った方の実働時間については対象となります。

Q23　病院への支援の「特別な接種体制を確保した場合」の時間について，１時間未満の時間はどのように取扱えばよいか。

１時間未満の時間（分）は，日曜から土曜を足し上げた週計の段階で切捨てます。

申請書には，１日当たりの時間数は時間単位で入力するため，「１時間 30 分＝1.5 時間」のように入力願います。

Q24　法人が複数の診療所・病院を有する場合，申請は法人で１申請となるのか，または，各診療所・病院での申請となるのか。

法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。

Q25　電子メールで申請を行うとき，申請書は PDF 等に変換しなければならないか。

PDF 等に変換する必要はありません。必ず **Excel データのまま申請**願います。

Q26　電子メールに予診票（診療録）のデータを添付して提出することは可能か。

メール容量が大きくなるため，予診票等のデータをメールに添付して提出いただくことはできません。

外部記録媒体（CD-ROM 等）での提出は可能です。ただし，提出された記録媒体は返却できませんので御留意願います。

Q27　財政支援の対象とならない接種も申請書に記入する必要があるか。

財政支援の対象とならない接種（Ｑ１の内容を満たさない接種）を申請書に記入する必要はありません。

Q28　財政支援の対象とならない予診票（診療録）も提出する必要があるか。

財政支援の対象とならない予診票（診療録）の提出は不要です。

財政支援の対象となる予診票（診療録）のみ提出願います。

Q29　予診票の原本を市町村（国保連）に送付したため，医療機関で保管している予診票のコピーや控えを複写して，「予診票の写し」として提出してよいか。

差し支えありません。

Q30　予診票（診療録）の写しについて，両面印刷や集約印刷をしたものでもよいか。

両面印刷や集約印刷をしたものは提出できません。

必ず片面印刷したものを提出願います。